

第15回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和8年4月7日（火） 15：00～17：13

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、青砥参与、岡嶋参与、小笠原参与
内閣府原子力政策担当室

井上統括官、恒藤審議官、井出参事官、中島参事官

原子力発電環境整備機構

山口彰理事長、苗村公嗣専務理事

復興庁福島総括班

宮原参事官

4. 議 題

(1) 原子力発電環境整備機構の取組について（原子力発電環境整備機構 専務理事 苗村公嗣氏）

(2) 福島の復興・再生に向けた取組（復興庁）

(3) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和8年第15回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、岡嶋参与、小笠原参与に御出席いただいております。

なお、小笠原参与はオンライン出席であります。

本日の議題ですが、一つ目が、原子力発電環境整備機構の取組について、二つ目が、福島の復興・再生に向けた取組、三つ目が、その他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、一つ目の議題でございます。原子力発電環境整備機構の取組につい

てでございます。原子力発電環境整備機構、理事長、山口彰様、専務理事、苗村公嗣様より御説明をいただきます。

本件は、原子力利用に関する基本的考え方の3の6、廃止措置及び放射性廃棄物の対応を着実に進めるに主に関連するものです。

それでは、御説明をよろしく申し上げます。

(山口理事長) 御紹介、どうもありがとうございます。原子力発電環境整備機構の理事長を務めております、山口でございます。

上坂委員長はじめ原子力委員会の皆様には日頃より御指導、御支援いただいております。本当に大変ありがたく、お礼をまず申し上げたいと思います。

我々は、地域と共生する安全な地層処分、最終処分を実現するという組織の目的、ゴールに向けて着実に事業を進めるべく取り組んでございます。本日は、我々の最近の取組の状況について説明させていただきたいと思います。

御不明の点など、是非御質問いただくとともに、様々な御意見を伺えればと思います。そういった御意見を踏まえて、一層取り組んでまいりますので、原子力委員会におかれましても是非御支援をいただければと思います。

説明につきましては、専務理事の苗村よりさせていただきます。

では、本日よろしく申し上げます。

(苗村専務理事) 専務理事の苗村でございます。本日は説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私の方から、資料に基づき、私ども原子力発電環境整備機構の取組について説明をさせていただきます。

資料をお開きいただきまして、2ページを御覧ください。上のところに書かせていただいておりますけれども、高レベル放射性廃棄物につきましては、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないように、長期にわたる制度的管理によらない最終処分を可能な限り目指す。その方法としては、現時点では地層処分が最も有望であるとの国際認識に基づきまして、各国において地層処分に向けた取組が進められているところでございます。

3ページを御覧ください。こちらは我が国における地層処分事業の歴史について説明したものでございます。左下、右斜め上の矢印の下側にございますように、我が国で高レベル放射性廃棄物処分の検討が始まったのが1962年、そして地層処分の研究が本格的にスター

トしたのが1976年でございます。日本初の商業用原子炉、東海発電所が運開したのが1966年ですので、それと前後して検討が始められたということでございます。

その後、1999年に、地層処分研究開発第2次取りまとめが公表されまして、我が国におきましても地層処分を事業段階に進めるための技術的な拠り所が示されたということで、左側でございますように、2000年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が制定され、あわせて、私どもNUMOが設立されたということでございます。

4ページを御覧ください。こちらは国際的な動向について簡単に整理をさせていただいております。ここに書いてございますように、高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現は、原子力を利用する全ての国の共通課題でございます。そして、世界で処分場建設が開始されているような国におきましても、地層処分の実施を決めてから30年以上の歳月をかけて、国民理解や地域理解にたゆまぬ努力を重ねてきているところでございます。

また、その選定プロセスといたしましては、各国多少違いはありますけれども、10件程度の関心地域が出てまいりまして、そこから順に絞り込みを行っていくというような形で進められているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらでは我が国における処分地選定に向けた文献調査プロセスについて説明をさせていただきます。

6ページにございますように、最終処分法では概要調査、精密調査を経て処分地を選定するというようになっておりまして、二つ目のポツに書いてございますように、概要調査を実施するかどうかの検討材料に関する文献データを調査分析して情報提供するため、あらかじめ文献調査を実施するというようになっております。

文献調査の期間中につきましては、こうした文献データを調査・分析して情報提供することにより、事業について議論を深めていただく、言わば対話活動の一環であるというふうにも考えているところでございます。

四つ目のポツにございますように、市町村が概要調査以降に進もうとする場合には、改めて国から都道府県知事と市町村長の御意見を伺うということになっておりまして、これを十分に尊重するというようになっております。具体的には、当該都道府県知事または市町村長の御意見に反して先には進まないということでございます。

続きまして、7ページでございます。後ほどまた出てまいりますので、このスライドでは簡単に説明をいたしますけれども、寿都町では町長から応募をいただき、また、神恵内村、玄海町につきましてはそれぞれ議会で請願が採択をされまして、これを踏まえて国が申入れ

をし、村長または町長が受託をいただくということで文献調査が始まっているところでございます。

8ページ目でございますけれども、図の左側の方でございますように、文献調査自身は現地ではなく、私ども東京の本部で行いますけれども、この期間に地域での対話活動、こうしたものをしっかりと進めるということにしております。真ん中の方でございますように、寿都町、神恵内村、それぞれ交流センターを立ち上げまして、それぞれ数名の職員が常駐をいたしまして、地域へのきめ細やかな説明や様々な行事への参加というようなことを行いながら対話を進めているところでございます。

また、右側でございますように、対話の場という取組も行っておりまして、寿都町ではこれまで17回、神恵内村につきましては21回、こうした対話の場を重ねてきているところでございます。

続きまして、9ページでございます。北海道につきましては、文献調査の報告書の取りまとめを2024年11月22日に行いまして、公表しております。その同日に、理事長が寿都町長、神恵内村長、北海道知事に報告書を手交し、下の方に書いてございますような公告・縦覧、説明会、意見の受付といった法定プロセスを開始したところでございます。

現在寄せられた意見につきまして、意見の概要及び見解の取りまとめを行っているところでございます。

10ページでは、文献調査に関します北海道知事のコメントについて御紹介をさせていただいております。線を引いておりますけれども、放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置として、道内に処分場を受け入れる意思がないとの考えに至って、北海道では条例が制定をされております。知事とされましては、この条例制定の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合には、現時点で反対の意見を述べる考えであるというふうに述べられております。

一番下でございますように、道としては、本件は国民的な議論が必要な問題であり、文献調査報告書やその説明会を通じて、北海道の状況や地域の様々な意見を広く全国の皆様に知っていただくとともに、最終処分事業の理解促進が更に進むことを期待しているというふうにもおっしゃられているところでございます。

続きまして、11ページで、佐賀県の状況について説明をいたします。

2024年6月に文献調査を開始いたしまして、翌年4月に交流センターを開設するとともに、町民有志の実行委員会による対話を行う場が開始されております。

(1) に書いてございますように、現在第4回まで対話を行う場が開催されておりまして、今月4月15日に第5回を開催する予定としております。引き続き対話を行う場への公募による参加者の獲得、それから地域における対話・交流活動に注力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

12ページ目でございますけれども、こちらでは私どもが行っております全国における理解活動について御紹介をさせていただきます。

まず、13ページを御覧ください。こちら左上のグラフは、私どもが毎年度行っております1万人のアンケートの分析でございます。高レベル放射性廃棄物の地層処分は必要だと思いますかという問いに対しまして、必要だと思う、どちらともいえないという方が徐々に増えてきている状況でございますけれども、もともと2022年の段階におきましては、どちらともいえないという層が最も多くて、その理由は、次のページでまた御紹介いたしますけれども、「判断するだけの知識がない」という方が7割を占めていたという状況でございます。

私どもといたしましては、中間層の方々への適切な情報発信、こうしたものをしっかり取り組んで、皆様が主体的に検討していただけるように、引き続き判断材料を丁寧に提供していきたいというふうに考えております。

右側につきましては、次のページで数字を見ながら御紹介をさせていただきます。

14ページでございます。左側に地層処分の認知度というものが書いてございますけれども、男性と女性を比較いたしますと、男性の方が「具体的に知っていた」、それから「聞いたことがあった」という方が相対的に多くなっております。

年齢別に見ますと、若い方ほど「知らなかった」という方が多くなっているということでございます。

地層処分の必要性につきましては、右側に書いてございますけれども、矢印で示しておりますように、「どちらともいえない」とお答えになった方が男性より女性の方が相対的には多くなっているということと、30代から59歳までの方が比較的「どちらともいえない」というふうにお答えになった方が多くなっております。

下にございますように、先ほども御紹介しましたけれども、「どちらともいえない」と回答された理由につきましては、「判断するだけの知識がない」という回答が多くなっております。私どもとしてしっかりお伝えをしていく努力を更に重ねていく必要があるというふうに考えております。

15ページでございます。こちらは私どもの様々な取組をマトリックスに整理をしたものでございます。私どもとしては、一つの方法で全ての方に情報を丁寧にお伝えするのは非常に困難だというふうに思っております。次世代、現役世代、中高年世代と世代に応じ、またFace to Faceの方法、それからマスメディア広報などを組み合わせながら、まずは関心を持っていただき、更に理解をしていただくための情報提供をしっかりとやっていくということで、全体的な情報発信を行っているところでございます。

16ページでございます。こちら対話型全国説明会ということで、エネ庁との共催で少人数での車座での対話活動を行っております。1テーブル数名、最大でも8名ぐらいでじっくりとお話を伺いながら質疑などを行っております。

下でございますように、2025年度は18会場で710名の方に参加をしていただいております。最近では、大都市圏での開催を増やして、エネルギーの消費地域の方にもしっかりと関心を持っていただけるようにしております。また、様々な方が参加していただけるように、週末の開催ですとか、そうした取組も進めているところでございます。

それから、17ページでございます。総合エネルギー調査会の放射性廃棄物ワーキンググループの委員長を務めていただいた増田先生などをお招きしてシンポジウムを行い、開催結果を発信するというような取組を進めております。

続きまして、18ページでございます。私どもの新しい取組といたしまして、昨年11月に福岡で次世代の方向けのセミナーを開催いたしました。まずは知っていただくということが非常に大切でございますので、インフルエンサー、女優等として活躍されている、なえなのさん、それからお笑いコンビの三四郎さんをお招きいたしまして、まず、なえなのさんが地層処分事業の五つのポイントを解説して、第二部ではみんなでどうしたら興味を持ってもらえるかということについて話し合ってくださいようなセミナーを開催いたしました。

来場者の数はここに書いてございますとおりでございますけれども、私どものイベントでは、なかなか若い方に参加いただけない中で、このイベントにつきましては10代、20代の占める割合が半分以上ということで、こうした取組を更にSNSなどと組み合わせながら今年度も更に発展をさせていきたいというふうに考えております。

続きまして、19ページでございます。全国各地で対話活動を続ける中で、地層処分事業についてより深く知りたいというふうな考えを持っていただいた方々に対しまして、学習支援事業という形で情報発信や勉強会の支援を行っているところでございます。

また、20ページでございますように、教育支援事業ということで、こちらにつきまして

も次世代の方にこの高レベル放射性廃棄物の最終処分の課題について関心を持っていただくということを目的といたしまして、教育関係者等で構成される教育研究会との連携を進めているところでございます。資料の左上にございますように、参加していただいている方による授業の実践の数もかなり増えているというところでございます。

それから、21ページでございます。こちらエコプロ2025という、環境問題等の様々な課題についての国内最大級の展示会でございます。学生をはじめ、若年層が大変大勢ここに来ていただけるイベントでございます。こちらに出展をするとともに、育児アドバイザーのてい先生、こうした方とコラボしながら情報発信も行っております。現地への来場者につきましては、3日合計で4,250人の方にNUMOのブースにお越しいただいております。

それから、22ページでございます。こちらは全国広報で、「日本中で考えよう。地層処分のこと。」というキーメッセージの下に、より集中した発信を行わせていただきました。

左下にございますように、テレビCMについては、2025年9月と2026年1～2月に実施をいたしております。それから、新聞広告、さらに比較的新しい取組といたしまして、交通広告でも情報発信をしまして、電気の消費地の方々などにも広く認知をしていただけるような取組を進めているところでございます。

それから、23ページでございます。若年層向けということで、Xの番組、それからYouTubeの番組での情報発信も行っているところでございます。

ちょっとお時間の関係で駆け足になりましたけれども、ここまで様々な取組を御紹介させていただきました。

24ページでは、私どもNUMOにおける広報戦略の基本的な考え方と体制について説明をさせていただきます。

私ども対話重視の広報ということで、私どもの事業、これは長期的かつ社会的影響が非常に大きい事業でございますので、私ども機構自らが責任を持って説明し、対話を積み重ねていくということを基本としております。

取り分け対話型の施策におきましては、職員が前面に立ちまして、機構の考え方や事業の背景、技術的前提を自らの言葉で丁寧に伝えるということを重視しております。

他方、二つ目にございますように、広報活動を持続的かつ安定的に運営するためには、全て自前でやるというのはなかなか体制面でも非常に難しいということでございますので、業務の性質に応じた役割分担を行いまして、事務的・定型的な業務については委託を活用して業務の効率化を図っております。

また、専門的なノウハウというものをしっかり活用していくことも重要でございまして、ここに書いてございますように、基本的なメッセージですとか訴求ポイントは機構職員が整理・検討する訳でございますけれども、映像表現をはじめとする具体的な表現方法ですとか、委託先の専門的なノウハウの活用、こうしたものをしっかりと行っているところでございます。こうしたことでより効果的な情報発信ができると思っております。

最後に、もう一つ重要なのが、業界全体での連携でございます。私どもの責務である最終処分、これ単独のテーマだけにとどまらず、エネルギー全般への理解向上というのが大変重要でございます。こうしたことから、関係団体などとの一層の連携により、広報戦略全体の効果を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

25ページにつきましては、私どもの活動方針について改めて整理しております。昨年度は最終処分を特定の地域の問題ではなくて、日本全体で考えるべき課題であるという理解の醸成を軸に、電力の大消費地を中心として、次世代層・女性層をはじめとする多様な層との接点の拡大に取り組みました。具体的な取組については、先ほど御紹介したとおりでございます。

それからまた、この後説明いたしますけれども、技術的信頼性に関する情報発信というものが非常に重要だというふうに考えておりまして、取組を進めているところでございます。

こうした取組を継続・強化しながらしっかり発信を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、26ページでございます。こちらからは私どもの技術的信頼性の更なる向上に向けた取組について御紹介をさせていただきたいと思っております。

27ページでございますけれども、まず、国際的に見ますと、地層処分技術というのは実際の地質環境に適用され、建設段階まで成熟をしているということで、フィンランドで試験操業が行われたり、スウェーデンでも建設が始まったりしているところでございます。

我が国でも地層処分を行う上で必要となる技術は国際レベルであり、着実に確立してきていると考えております。

真ん中の方に幾つかの技術的な発展の例を示しております。三次元的な物理探査技術の発展、それから人工バリアの製作施工などの実規模での実証、こうしたものも海外やこの上にありますJAEAさんの地下研究施設で行われている国際共同研究に参加をさせていただきながら進めているところでございます。

左の方に書いてございますように、国際機関の代表からもNUMOの技術力について評価

をいただいているところでございます。

続きまして、28ページでございます。各国実施主体との共同研究についても様々な形で進めてきております。左にございますように、NUMOが人工バリアを地下ではなくて地上で組み立てて一体化する技術を開発しております。

それから、真ん中にごございますように、カナダのNWMO、こちらが銅コーティング技術を開発したということで、こうした取組とともに、最新の取組のところに書かせていただいておりますけれども、私どもNUMOはそのガラス固化体のオーバーパックの方に銅コーティング技術を適用した銅コーティングオーバーパックを設計したり、NWMOとともに実証を行ったり、取組を進めているところでございます。

続きまして、29ページでございます。地層処分の技術開発を進めるのは当然大切なことでございますけれども、そうした動向とか信頼性についてしっかりと分かりやすくお伝えするということもまた同様に重要でございます。昨年4月には、高レベル放射性廃棄物とTRU廃棄物につきまして、どういうふうに安全性を確認するのかという動画を、26分ということで少し長めではございますけれども、しっかりお伝えする動画をつくったところでございます。

こうしたものでじっくり分かっていただくということ以前に、もう少し短めのものがあった方がよいのではないかという御意見もいただいておりますので、そうしたことについても取組を進めているところでございます。

また、30ページでございます。昨年9月に札幌で地層処分技術を考えるシンポジウムを開催いたしまして、IAEAのステファンマイヤー氏、そして東京大学、徳永先生、それから京都大学の千木良先生に参加していただき、北海道大学の佐藤先生にもファシリテーターを務めていただく形で、地層処分の技術の現状などについてしっかりと発信する取組を行っております。

こうした取組につきましては、当日参加される方はどうしても限られてまいりますので、NUMOの広報などでも丁寧に発信していきたいと思っております。

それから、31ページはOECD/NEAの主催によるシンポジウム、こちらにつきまして、日本開催ということで、NUMOがホスト機関として支援を行っております。25か国から150名の技術者や研究者、規制当局、政策決定者等が参加をいただいております、こうした形での情報発信、国際的な貢献を行っているところでございます。

それから、32ページでございます。技術情報発信に関する国際セミナーということで、

左下に書いてございますように、科学的正確性と分かりやすさの両立とか、メディアと専門家の共生、そして次世代へのアプローチといった各国共通の話題について、知見をプレゼンしていただいた上で、パネルディスカッションを行うという取組も行わせていただいたところでございます。

それから、33ページはお時間の関係で飛ばさせていただきますけれども、ここに書いてございますような様々な形で国内外の関係機関との連携を進めているところでございます。

34ページは、JAEAを中心に進められている幌延の国際共同プロジェクト、こうしたものにも参画させていただいているということで御紹介させていただいております。

最後に、35ページで、最近の動きについて説明させていただきます。枠の中に書いてございますように、本年、2026年1月16日に赤澤経済産業大臣から全国の都道府県知事に対しまして、原子力利用に伴う課題解決に向けた協力を依頼するレターが発出されております。

また、2026年3月3日には、南鳥島における文献調査の申入れを行っております。

36ページを御覧ください。こちらにつきましては、先ほどの大臣レターについて説明させていただきます。

二つ目のポツにございますように、このレターでは住民理解の促進や立地地域との連携に取り組んでいただきたい、それから、原子力利用に伴い発生する廃棄物の最終処分について、電力の消費地も含め調査地域を拡大するための国の取組を御理解いただきたいという依頼がなされております。

そして、国が前面に立って処分地選定に向けた調査地域の拡大に取り組んでいるということでございます。

37ページでございますけれども、こちらは南鳥島を対象とした文献調査の申入れについてでございます。2026年3月3日に国から小笠原村の渋谷村長に対しまして、南鳥島を対象とした文献調査を実施することについて大臣名の申入れ文書を手交されております。

渋谷村長からは、コメントのところに書いてございますように、国とNUMOには速やかに村民向けの説明会を開催し、地層処分や文献調査の内容などについて村民に丁寧な説明を行っていただきたいという依頼をいただいております。その上で、「申入れに対して、私としては、説明会等における村民や村議会の意見などを踏まえながら判断してまいります」というコメントをされているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、国とともに2026年3月14日、21日に村民の皆様を

対象として、小笠原村における説明会を実施したところでございます。書いてございますように、3月14日、父島、3月21日、母島、それから2回説明会を開催させていただいたところでございます。

私からの説明、かなり駆け足になってしまいましたけれども、以上でございます。

(上坂委員長) 山口様、苗村様、包括的かつ丁寧な説明をありがとうございました。

我々委員3人も昨年幌延で例の説明を聞いてきまして、350メートルの水平孔へ行って人工バリアの試験も見学してまいりました。

それでは、4時10分までをめぐりに、質疑をしたいと思います。

直井委員からお願いします。

(直井委員) どうも山口理事長、苗村様、御説明ありがとうございます。

技術的信頼性の向上に向けた活動含めましてお話しいただきました。特に全国における理解活動につきましては、意識調査結果に基づきまして、世代別に様々な活動を多層的に展開されており、大変感心をいたしました。

まず、こういった広報活動のノウハウや経験というのは地層処分だけでなく、再稼働ですとかプルサーマル、それから除染土の最終処分など、そういった理解活動にも生かされるのではないかなと思ったところ、24ページのところで、関係団体等との一層の連携により、広報戦略全体として効果を高めていくというようなお話ございました。

まず1点目は、具体的に関係団体との連携をどのように進められているのかという点を教えていただけますでしょうか。

(苗村専務理事) ありがとうございます。

この地層処分のところにつきましては、やはり地層処分だけではなくて、日本のエネルギーの状況、そして原子力発電の必要性、それから核燃料サイクル、こうしたことをやはり総合的にしっかりと説明をしていく必要があると思います。地層処分だけにお考えや御意見を持っていただいているというよりは、対話させていただく皆様はやはりそういう広い全体の中で我々の事業についても関心をいただいているということでございますので、例えば電気事業連合会とか電力会社の取組との共同作業により、更に進めていきたいと考えております。

(直井委員) ありがとうございます。是非連携を強化していただいて、全体として理解が進むようにしていただきたいと思います。

それから、16ページのところで、対話型の全国説明会の御説明がございました。それで、この写真を見ますと、少人数のグループで対話型でやられているところなのですが、写真を

見ますと、世代も若い方、それからシニアの方、女性も含まれていて、なかなかこういった集会といいますか対話の会をセットするのは難しいと思うのですが、具体的にどのようにこのような対話型説明会をセットして運営をされているのかを教えてくださいませんか。(苗村専務理事) ありがとうございます。こちらにつきましては、関心を持っていただく人に開催することをお伝えするのがなかなか難しく、かつ、個別に出席をお願いするということはないという方針でやっておりますので、まず地元の新聞社の方に広告を出させていただくとか、SNSでの広告、それから会場の周辺地域でのポスティングとか、そうしたものを活用しながら参加をいただいているところでございます。

特定の層を対象に開催をしている訳ではありませんので、そういう意味では、かなりシニアな方、50代、60代以上みたいな方がやはり多くなっているというのが現状でございます。当然そうした方に来ていただくのは有り難いのですが、次世代層とか女性の方、そうした人たちができるだけ参加しやすいような雰囲気をつくること、そして、開催時間を週末の昼間に開催をすとか、託児サービスを試行的に提供するというようなことで、お子様の面倒を見ることで参加できないというような方が少しでも参加しやすいような取組をしております。ただ、託児サービスについては昨年18回のうち2回ほど試行した中では実際に使われる方は出てこられませんでした、こうした取組を引き続き続けていきたいと思っております。

すみません、ちょっと長くなりました。

(直井委員) どうもありがとうございます。すばらしい取組をされていて、継続的に頑張っていたきたいなというふうに思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、吉橋委員、お願いします。

(吉橋委員) 山口理事長、苗村様、御説明ありがとうございます。

日頃よりこの高レベルの放射性廃棄物の最終処分に向けて、文献調査であったり、または非常に理解していただくのに難しい問題に対して啓蒙活動を続けてこられて、頭の下がる思いでございます。

今後原子力発電の再稼働であったり新型炉の建設が期待される中で、バックエンドというのは非常に重要な問題だと思います。NUMOさんが行われている高レベルだけではなくて、低レベルに関しても処分場の問題というのは早く進めていかなければいけない問題である一方で、やはり今日のお話の中で対話型というところがあったように、処分場近くに住む方が

いるということは慎重に、かつ真摯に進めていかなければいけない問題だと理解しております。

私、今回このお話をお聞きして、日本全国で取り組むべき問題というのは本当にそうだと思うっていて、実は私昨年6月に原子力委員になって一つ衝撃を覚えたのは、東京の地下鉄の中のCMでNUMOさんの広告を見たときに、あ、こういうところで活動、広報されるんだというのをびっくりしました。というのは、やはり地方にはこのような問題、特に原子力発電所立地地域以外の地域では浸透していないことが多く、もっと多くの地域においても広報を行うというのは非常に重要だと思います。

その後、先ほどもありましたけれども、9月以降、私が住んでいる地域でもCMが流れてきて、やはり全国で考えなきゃいけない問題だよなということを思ったんですが、それでもなかなか浸透しないというのが、私が実際に感じるところです。

この点につきまして、先ほども福岡の方で若い方を対象にイベントが行われているという御説明がありましたが、今後どのように展開していくのか、どれぐらいのスパンでこのようなイベントを開催していこうと考えられているのかというところをまず教えていただけますでしょうか。

(苗村専務理事) ありがとうございます。私どもまだまだ認知度を上げていかななくてはいけないということはそのとおりだと思っております。

最初の方でおっしゃっていただきましたように、地層処分の調査を行っていただく地域に向けて広報するというのではなくて、やはり日本全体が地層処分の必要性についてしっかりと御理解をいただくということが新しい調査地点を見出す上での支えにもなります。そして、文献調査を受け入れていただいている、それからこれから受け入れていただく自治体も出てきたとすれば、そうした自治体が非常に重要な施設についての調査を受け入れていただいたということを国民の皆さんが理解するということが地域にとっても心強いことになるということで、我々としてはとにかく認知度を上げていきたいということでございます。

次世代層ではまだまだ認知度が低いというようなこともあって、こうした取組を強化していきますが、シンポジウムとかセミナーは沢山回数をやるといっても限度がありますし、直接的な参加者だけでは広がりに限られるので、これまでもシンポジウムは必ずその後の情報発信をセットで考えてきています。

若者向けのものについても、昨年度、若い人たちに沢山来ていただきましたけれども、やはりSNS上とかそういうようなところでの広がりをもっともっと増やしていかないと、全

体的な認知度の向上につながってこないということで、セミナーをセミナーだけで考えるのではなくて、セミナーを重要なパーツとしてその前後のSNSの展開とか、そうしたものと上手く組み合わせて、よりインパクトを出していきたいと思っております。

(山口理事長) 少し私の方からも。

今の点、先ほどの直井委員の御質問とも関連してしまして、我々も説明会すると、地層処分のことだけではなくて、原子力発電のこととかいろいろな質問を受けております。そういうものに対してNUMOの中でもしっかりと原子力全体、あるいはエネルギーの問題についても我々の職員がしっかり答えられるように、意識を持ってやってもらいたいと思っております。

それで、今御質問いただいた広報活動をどういう形でどれぐらい続けていくのかという話ですが、まず1点目は、今日も説明しましたが、分析をしっかりやること、すなわち、この活動の効果がしっかり上がっていき、そして効率的にやるということが重要であり、いろいろな形でどういう効果があるのかを分析しています。その上で、それぞれの世代に対してどう取り組んでいくか、それからどういうメディアを使うか、そういうものを我々の中で戦略的に分析をして行っていることが一つの今後の方向性であると考えています。

2点目ですが、やはり広報活動というのは継続していくことが大変重要だと思っております。毎年、昨年と同じものをやっていくという訳ではなくて、新しい取組、あるいは効果を考えて重点的な取組を踏まえながら、着実に継続的にやっていくと、職員が広報の人材としても育ていくということが波及効果をもたらすと思っております。

それから、3点目は、業界内の連携ということで、直井委員の御指摘もありましたが、我々の理事会等におきましても、関連する業界、例えば電事連ですとかJAEAとかそういう方にも入っていただきまして、その中でも広報活動は共通の課題であるので、是非一緒に取り組んでいきたいと思いますということで、我々もコンテンツを提供差し上げますし、我々の広報活動の取組の中でも地層処分に加えてエネルギーの問題、原子力の問題が重要ということをアピールしていきます。

その上で、先ほど、おっしゃっていただいたように、地層処分は確かに文献調査を行っている地域にフォーカスするのかもしれませんが、原子力全体をアピール、説明していくという中で、これはまさに消費地も含めた全国の問題という認識で、「日本中で考えよう。地層処分のこと。」をキャッチフレーズとして取り組んでいるという考え方でございます。

(吉橋委員) ありがとうございます。

もう一点お聞きしようと思っていたことを今大方お答えいただいたんですけども、13ページ、14ページ目のグラフが面白いなと思って拝見していました。特に女性だったり現役世代の方がどちらともいえないという判定をしていたということなんですが、現在電気代が上がっていたりとか、多くの方がエネルギーに対して関心がとても高まっていると感じています。その中で確かに地層処分ということだけを話そうとするとなかなか難しいかもしれないんですけども、やはりエネルギー問題というところを絡めて浸透させていくというのが重要ななと思っております。

それから、先ほど分析というお話があって、これも14ページ目のところで、左側の図ですと、18歳から29歳までが知らなかったが多いのに対して、右側ですと、地層処分の必要性に関して18歳から29歳がちょっと増えている。数%なのでこれがどのように関係しているか、これだけでは分からないのですが、この結果だけ見ると、若い世代で地層処分について知っていると言った人は必要だと思っているという割合が多いのかなというのを感じまして、そういうことを考えますと、先ほど山口先生おっしゃっていたような、効果的なアピールがちゃんとできてきているのではないのかなということはこのグラフから感じ取れました。

私からは以上になります。

(山口理事長) ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたとおりで、やはり地層処分についてある程度認知していただくと、これは必要だと思っていただく方が多いと思っています。

これは、私見ではございますが、このように14ページの左側の図のように、18～29歳の方たちで知らなかったというのが多いというのは、真剣に考えないといけない問題であり、エネルギー教育にも関係するところがあるのではないかという認識を持っております。

それに関連してですが、NUMOでは教育支援事業、学習支援事業という取組を行っておりまして、教育支援事業では、学校の先生方に我々から教材を様々な形で提供して、授業の中で取り扱っていただくという取組も毎年継続して、それを全国交流会という形で皆さん一堂に会して情報交換を行っております。この点は、ますます強化していかないといけないと考えてございます。

(吉橋委員) ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、参与からも御意見、コメントいただければと存じます。まず、青砥参与からお願いいたします。

(青砥参与) 御説明ありがとうございます。

説明とともに、両委員からの質問にも丁寧に答えていただいているにも関わらず、とかなりしつこくなって申し訳ないのですが。私からも同様な質問をさせてください。

第3章というか、広報のところ、凄く特徴的なのは、15ページと24ページだと思っています。一番驚くのは、かつて寿都町が手を挙げた頃の皆さんの認知度と、今南鳥島のニュースが流れたときの皆さんの認知度は格段に違う。先ほど吉橋委員からちょっと厳しめの、まだ認知度は足りていないよというお話があったのですが、私の印象では逆にかなり認知度は高くなっていて、南鳥島のお話がニュースで流れたとき、皆さんがびっくりするほど冷静な、そんなレベルに上がっており、小笠原村の村長あるいは村民の方々の応答というか反応も、それなりにある程度認知したものの対応であった、私はそのように感じています。

そうした観点からは、まず15ページのようなきめ細やかな作戦といいますか、対応を取れる、それをある思想の下、24ページで説明された訳ですが、その御説明では具体的な思想の具現化についての結果が15ページであるという理解です。これを、理事長からあった、毎年新しいものも含めて更新していくという発言も合わせると、一体どういう組織でこういうものを統括しコントロールして成果を上げていくのかという点について、凄く興味があります。お答えによっては各原子力分野のいろいろ様々なところで生じている課題について認知度を上げる、理解を深めていくことに非常に有効ではないかと思いました。この全体をコントロールする組織、もし特別な組織がないとすると、どういうシステムでそうしたことを毎年の更新を含めて実施されているのか、もう少し具体的に御説明していただけると助かります。

私からは以上です。

(苗村専務理事) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

資料の40ページを御覧いただきながら回答したいと思います。

私どもには広報部がございまして、いろいろな対話広報活動の企画、立案、実施、自分で実施する部分については約30名の職員が担っております。それと、広報部の中に報道担当ということで9名の職員がおります。先ほど理事長からのお話にもございましたように、我々は、地域の方、それから国民の方とコミュニケーションを取るというのがこれはもう必須の組織でございます。対話型の説明会も、技術部とか地域交流部は当然として、イベントなどでは総務部や事業計画部も含めた全ての部門から人を出して、対話の最前線で活躍をしてもらおうというようなことをやっております。そういう意味では、コアとしては広報部の3

0名程度でやっておりますけれども、説明会等の現場での対応者を含めると、我々の多くの職員が、他部門含めて関わっており、こうした体制でやっているということでございます。（山口理事長）山口でございます。

今説明の中で評議員会というのが書いてあると思うのですが、この評議員の方を中心に対話広報活動評価委員会というものを設けておまして、そういう方から客観的な立場で、我々の取組に対して御意見、御提言をいただいております。皆さんのアドバイスをいただいて、それを事業に反映するというのはとても重要で、我々その文献調査を進める上で、今日も出ましたが、寿都町、神恵内村、玄海町、そういった自治体とのお付き合いがございます。そういった方々から、やはりこういう広報活動についてはいろいろな意見をいただいております。

ですから、我々一つの特徴は、今苗村の方が申しましたように、NUMO、僅か270名ぐらいなんですけど、部門横断的に取り組みつつ、様々な形で外部の方からのアドバイスをいただいて、それを反映し、効果を上げるべく努めております。

（青砥参与）ありがとうございます。

ターニングポイントはマスメディアの使い方かなというように感じていました。

特徴の一つは、各地における交流センターの設置、その考え方、使い方にあると考えていましたが、今のお話で、そうしたものは全てこのヘッドクォーターで吸い取って、横断的に評価される。それに対してまた客観的な評価も今言われた評価委員会等で対応していくと、そういうきめ細かさでやっていくと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

（山口理事長）はい、そのとおりで、先ほどそういう自治体からの声というのはまさに交流センターが地域の住民の方々との接点となっていて、日常的にお付き合いをし、いろいろな声をいただいているということです。

それから、先ほど申し上げませんでしたけど、マスメディアの方も、編集の主幹の方々定期的に意見交換会を行い、それから地方紙におきましては、東京支局長の方との意見交換会を開きまして、我々からも情報提供差し上げ、マスコミの方から我々の取組について御意見いただくということも実施しております。

（青砥参与）ありがとうございます。

（上坂委員長）では、岡嶋参与からも御意見いただければと思います。

（岡嶋参与）御説明どうもありがとうございました。

今の質疑でのご回答等を聞いておりますと、非常に高い理念で、崇高な気持ちでこういう

理解活動、広報活動に取り組んでいらっしゃると感じました。その点では本当に敬意を表したいと思っております。

それで、私が特に気にしているのは、実は原子力というのはどうしても一般の人たちからすると、ある意味アレルギー的、はたまたちょっと毛嫌いするとの感覚があります。ということは、科学技術として理解していただけるかという点ではかなり難しい点があると思います。その一つが、多分14ページにある地層処分の必要性において、どちらともいえないという回答理由の中で、実は6割以上の方が判断するだけの知識がないとの結果が示されております。それが一つの現れではないかと思っています。

ということからすると、理解活動の中で実はこういう科学知識、科学的な技術の知識をどのように理解していただくかというのは大きなポイントになっているのではないかと思います。

先ほど、理解度については、ある程度、戦略を考えるということから察すると、多分アンケートなどを取って、どれぐらい理解されたかというようなサーベイを実施されているのだらうと思います。これを見る限りだと、その知識はどれぐらい吸収され、それがこの次の判断にどのように役立つのか至るという点がちょっと見えないなと思ったりしています。その辺のところでは何か工夫されている点があるのでしょうか、そうれば、少し教えていただきたいと思えます。

それともう一つ、先ほど理事長からエネルギー教育にも触れるというようなことをおっしゃっていました。ここのアンケートの対象を見ると、言わば18歳、いやそれより中等教育ぐらい、もっと言うと高校生ぐらいからこういうことに取り組んでいく必要があるように思うのですが、否かそれについてはどのようにお考えでしょうか。これらの2点を少し教えていただきたいと思えます。

(苗村専務理事) ありがとうございます。

技術につきましては、やはり理解をしていただくということ、資料で申し上げますと、先ほどの32ページでございますが、ここのパネルディスカッションのテーマにもまさにありますように、科学的正確性と分かりやすさをどう両立していくかというのは大変難しい問題でございます。

それから、初めて触れられる方、それとある程度知識を持たれている方、それぞれの方々にとって必要な情報はやはり違ってきますので、入口の易しい部分、例えば説明会の資料に含めるような部分から、段階的に専門家ないしは専門家に近い人に向けた発信というのは、

広報の戦略と同じように情報の受け手となっていただく方の状況に応じた情報発信をきめ細かにやっていく必要があると思っております。

例えば対話型説明会も、説明用の資料としては全体としてそれほど多くない分量なんですけれども、参考資料ということでかなり細かい資料とかもお配りし、会場で出た疑問についてはそういうものを見ていただきながらお答えをするということで段階的に理解を深めていただくための広報をやっていく必要があります。

そういう意味ではウェブの情報はやり易いと思いますので、そうしたところを更に工夫をしていく必要があると考えております。

また、二つ目の中高生とかもっと若い層についても対象としていくべきではないかということですが、まず情報を知っていただくという意味では中学生、高校生はとても大切だと思います。やはり次世代を担っていかれる方にしっかりお伝えをするというのは我々の責務だと思っております。ただ、アンケートにつきましては、これはリサーチ会社のモニターの対象層が中高生は十分でないということで、我々の調査には含めていないので、別の方法でもう少し大きな数字を取る方法を考えていかななくてはいけないなと思っております。

(山口理事長) 山口でございますが、少し補足させていただきます。

最初の科学技術、あるいは原子力について理解いただくというのは、やはりとても難しいことで、我々の色々なアプローチで、例えば専門家をお招きして少し専門的なシンポジウムであったり、あるいは分かりやすい動画をつくったりというふうにしております。しかしながら、何と云っても、これといった打ち出の小槌はない訳で、やるのは真摯に丁寧に答えることと、対話を続けることと、まさにこれに尽きると思います。それによって少しずつ御理解いただけるようになるとともに、そのように丁寧に真摯に答えるということが技術に対する信頼を得る一歩になるのではないかなと思っております。

それから、中等高校教育については、実は今日の資料では説明しておりませんが、出前授業というのをやっておりまして、NUMOのスタッフが中学校とか高校とかに行き、あるいは大学に行ったりして授業を行うということで、若い世代に対する説明をするという場にも努めております。しかしながら、なかなかNUMOだけの力ではとても及ばないところでございまして、一つのアプローチとして、3年前からメーカーの方、それから電力会社の方、そういう方と連携して、エネルギー、原子力、地層処分、放射線というものを実験も交えながら教えるということもモデル的に行っておりまして、効果があれば、是非、他の組織にも展開して、一つの原子力教育のモデルケースになればよいのではないかと、地道な取組では

ありますが、そういうことを行ってございます。

(岡嶋参与) どうもありがとうございます。

私もそういう地道さがまず大事だろうとは思っております。そういう点でそれを継続して
いっていただくのというのはとにかく信頼回復のために必要だろうと思います。

それともう一つは、やはり中等教育等々でもっと積極的に、もう21世紀になっているの
ですから、原子力というものについてより現実的などころで、これから先の世代を背負って
立つ世代に対して、十分な教育をしていただくということが大事なことと思っております。今
後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

(山口理事長) 承りました。是非我々努力してまいります。

(上坂委員長) 小笠原参与、聞こえますでしょうか。

(小笠原参与) 聞こえます。どうもありがとうございました。

私の方からは、二つちょっと伺いたいと思っております。

一つは、広報について、非常に意識的、継続的な努力を積み重ねておられているというこ
とを、よく理解できたのですが、先ほどの御説明の中で、既に北海道では議会が条例をつく
って、道内での最終処分に対して否定的な条例を制定され、知事もその条例の趣旨を踏まえ
て御対応になることになるだろうという御説明がありました。

こういった既に結論を出しておられるような方々とも色々話し合っていかなければいけな
いと思っておりますが、これは広報だけではなかなか対応できない複雑な問題ではないかと思いま
す。

こういった問題に、NUMOさん一人だけで対応されるということではなくて、国とか、
あるいは事業者なんかと御一緒に色々な形で相談されるのだと思っておりますけれども、どうい
うアプローチを取られることになるのか、そこについて教えていただければと思っております。それ
が1点目。

それから、2点目が、今日は啓蒙活動に関しての御説明に非常に力を入れていただいたん
ですが、NUMOさんの事業全体で見ますと、事業法律で特定放射性廃棄物の最終処分に関
するNUMOさんの色々な事業が規定されておりますが、その中で最終処分積立金ですね、
これの運用というのでしょうか、管理もNUMOさんの重要な役割として位置づけられてい
ると思っております。これ非常に長期にわたる事業ですので、しっかりファイナンスできるかどう
かということは、事業は絵に描いた餅ではなくて、きちんとファイナンスできて実現できる
んだということが、やはり裏付けがないとみんな不安に思うと思っておりますごく簡単で結構なん

ですが、この最終処分積立金に関する現状、どういう方針で運用してらっしゃるのか、これについて簡単に教えていただければと思います。

(苗村専務理事) 御質問ありがとうございます。

最初の点につきましては、もちろん地域のお考えというのは大変重要な話でございますので、やはり我々としてはこれが特定の地域の問題ではなくて、やはり日本全体として必ず解決しなければいけない問題であるということをしっかりと世の中に発信をしていって、そうした中でこの取組の重要性について御理解をいただくというようなことを目指していくしかないのかなと思っております。もちろん国と様々な形で二人三脚で進めている部分はございますけれども、やはり我々としてはこの事業の必要性をしっかりとお伝えするというところを中心に考えていきたいと思っております。

それから、二つ目の最終処分の積立金についての御質問でございます。こちらにつきましては、今日の資料では含まれておりませんが、やはり長期の事業でございますので、必要な資金をしっかりと確保していくということが重要でございます。こちらにつきましては、各年度の使用済燃料の発生とか、TRUであればTRU廃棄物の発生に相当するものを実際の運転状況などから算出をいたしまして、それに国が毎年公表している単価を掛けたお金を最終処分拠出金として私どもの方に一回拠出をしていただいておりますそれをNUMOで持っているのではなくて、これを全額を一旦原環センターに出し、外部で積み立てるということを行います。

その運用につきましては、この原環センターの中で運営委員会という外部の有識者の方からなる委員会がございまして、資金の運用方針について御議論をしていただきながら、確実な運用をしていただいております。国債ですとか格付けの高い地方債、それから社債、こうしたものを中心に運用するというようなことで、将来必要になる資金がしっかりと確保できる仕組みができていくということでございます。

つまり私どもで運用するのではなくて、発生した時点で電力会社などから拠出していただいたお金をいったん外の組織に全部積立てて、そちらで専門家の知見で立てた方針に基づいて運用するというように、長期的な資金の確保を確実にやっていくというような仕組みになっております。

(小笠原参与) 了解しました。どうもありがとうございます。

この最終処分が始まると、その建設費用とかそういったものはその積立金からNUMOさんが要請をして取り崩していくと、そういう形になるのでしょうか。

(苗村専務理事) はい、おっしゃるとおりでございまして、一旦積み立てたものを、必要なものについては国に承認をいただいた上で必要な分だけ取り戻して支出をさせていただくという仕組みになっております。

(小笠原参与) 分かりました。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べさせていただきます。

まず、今日山口理事長や苗村さんから多く御説明あったように、NUMOにおかれましては大変な御尽力で、非常に多くの大中小の説明会を開催されているということで、その中でやはり直接御説明することが非常に重要であるということでもあります。

それで、どうしても気になることが小笠原の父島、母島での説明会、2回ずつ行われて。非常に遠路ですので、必ずしも全ての方が出席されているとは思わないですが、そこでの2回の様子はいかがでございましょうか。

(苗村専務理事) これはまさにまだ国が申入れをして、私どもがその事業の説明会を開催させていただいたところとございまして、まだ村の方で受け入れていただく、いただかないという議論自体がこれからでございますので、私どもとしてはなかなかそういう意味では、また立場としてもどういうふうにご理解をさせていただいたとか申し上げられる立場、状況ではないと思います。

ただ、この件につきましては、本当に真剣に考えていただいて、参加された方からの質問を伺っていても、そういう様子がうかがえるような状況でございまして、我々としては大変有り難いことだというふうに思っております。

(上坂委員長) それから、今日もここまで何度か質疑があった14ページの地層処分の認知度が特に若い世代になると減っていくということなのです。これは調査が今起きているイラン、アメリカ、イスラエル紛争前だと思います。原子力全体の関心がこのときよりもかなり高まっているのではないかと思うのですね。

ただ、原子力文化財団の世論調査を毎年見ていると、原子力全体の興味は上がっているけれども、廃棄物処理とか地層処分の関心がそれほど上がらないというのが問題というのがあるのも指摘でございます。

そういう意味で、今議論していますように、広報活動、教育活動が非常に重要なと思います。

それで、この件について、例えば原子力学会が中高小学校の教科書での原子力、放射線の記述の正確さですね。科学技術的正確さの調査をもう20年ほどやっています。その結果を

文部科学省に提出しているのです。その報告書の最後に必ずもっと記述がほしいと書いてあるのですよ。ところが、文部科学省の中等教育部は、どの分野もそう思っていますよということなので、ある分野だけを特別扱いすることはできないというような回答があるやに伺っています。

ですから、今日御説明いただいたようなセミナー活動とかとても重要かと思えます。それを統括するやり方で私はよろしいのではないかなと思います。

昨今の新聞や報道や官庁の動き見ますと、文科省に聞いても経産省に聞いても、原子力人材育成を強化すると、そういう方向を打ち出しています。そうしますと、そこを取りまとめて実施していくのは原子力人材育成ネットワークが適切かなと思います。そこには運営委員会もありますし、そういうところと連携を取って、地層処分だけではなくて、原子力エネルギーも含めた全体を均等にオール原子力界で教育していく。そういう共通認識を持つことが必要かと思いますが、いかがでございましょうか。

(山口理事長) 山口でございます。

原子力学会の中で教科書について提言いただいていること、あるいは適切でない記載について訂正を求めているということとは私も承知しておりまして、大変有り難いすばらしい取組だと思っております。

NUMOからも、教育委員会にはオブザーバーとして参加させていただいておりまして、状況は我々も把握してございます。

一方で、先ほど教育支援事業のお話を差し上げましたけれども、今年教育支援事業でお配りしたものがございまして、エネルギーのところから入って行って、原子力発電、地層処分にいくまでの副教材を作りました。この全国研修会を3月6日ですか、先月開催して、参加していただいた各先生方にお配りしたところでございます。ですから、今後先生方にはその副教材を是非活用していただいて、使い勝手とか見直していくとともに、これを使って子供たちに副教材としてエネルギー、原子力、地層処分のことをいい教育の題材として、教材として使えるということであれば、普及等にもこれから努めていこうと思っております。

その点は我々もNUMOだけの問題ではないと思っておりますので、原子力委員会でも是非色々サポートいただければ、我々も協力させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(上坂委員長) 我々も最近のこの定例会議で、京都大学の中村秀仁先生のNプロジェクトです

ね。高校生向けの、もう既にカリキュラム化した教育とか。それから近畿大学原子炉の若林先生の中高校生、それから学校の先生への実習教育ですね。中高の学校の先生が、毎年数十名。それをもう何十年も続けているという活動を報告受けまして。私もう原子力教育学という新しい学問ができていないのかなと思う次第です。

例えば、50年ほど前、京大炉の神田先生が原子力社会学と提唱されたときに、当時私は学生だったときに、驚いたのですけれども。まさにこの最終処分の問題は科学技術の問題でもあり、社会の問題でもありますよね。実際倫理の高校の参考書をみますと、そこに原子力最終処分の問題、廃棄物の問題が環境倫理と世代間倫理のところで出てくるのですね。

私がかたまたま5年前買った参考書にはあまりいい書き方がされていない。しっかりと原子力社会学的な適切な書き方されるようにみんなで運動していかなければいけないのかなと思った次第でございます。是非これも非常にいい題材の副読本までつくっていただいているので、もうそういうものを活用して、オールジャパンでこの広報活動もつくっていきたいと思いますので、是非その活動も継続よろしくお願ひしたいと思います。

(山口理事長) ありがとうございます。

我々も大変この学校教育の問題重要だという認識でございますので、そのように実施してまいります。よろしくお願ひいたします。

(上坂委員長) それでは、御説明どうもありがとうございました。

議題1は以上でございます。

説明者におかれましては、随行者含めて、大変恐縮ですけれども、退席の方をお願ひいたします。

(説明者及び随行者 退室)

(上坂委員長) 次に、議題2について、事務局から説明をお願ひいたします。

(中島参事官) 二つ目の議題、福島復興・再生に向けた取組について、復興庁福島総括班、宮原参事官より御説明いただきます。

本件は原子力事業に関する基本的考え方の2-1、東電福島第一原発事故による影響の継続と原子力関連機関に内在する本質的な課題への対応に主に関連するものです。

それでは、宮原参事官から御説明をよろしくお願ひいたします。

(宮原参事官) 復興庁福島総括班の参事官の宮原と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

お手元の資料、まず1ページ、本日お話しするテーマについて記載をさせていただきます。

難指示解除、生活環境整備、産業再生、創造的な復興、風評対策、福島第一原発の事故収束、環境再生についてお話をしたいと思います。

続きまして、3ページお願いいたします。避難指示解除の関係で、まず空間線量率です。航空機モニタリングのデータを記載してございます。左側が2011年11月時点、それから右側が昨年12月時点ということで、御覧になっていただくとおり、全体的に線量が下がってきているという状況でございます。ちなみに避難指示解除の基準が年間20ミリシーベルトというところがございますので、時間当たりマイクロシーベルトに直すと3.8に該当しますので、色で言うと黄色と黄緑の境目がちょうど避難指示解除の基準の目安になる区域ということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。避難指示区域の変遷というところがございます。下の図を見ていただければと思いますけれども、左下が平成23年4月、事故直後の区域設定ということでございます。それから真ん中にありますけれども、第一原発の冷温停止状態の確認を受けて区域の見直しということをやしまして、平成25年8月に真ん中のような区域として定めたというところがございます。大きく三つの区域でございますけれども、緑色の避難指示解除準備区域、それからオレンジ色の居住制限区域、それから赤色の帰還困難区域、この3区分に分けて、以後、除染等を進めてきているというところがございます。

現時点では、緑色の避難指示解除準備区域、それからオレンジ色の居住制限区域、こちらにつきましては令和2年3月までに既に解除されているというところで、現在残った帰還困難区域について、順次、避難指示解除に向けた取組を進めているという段階でございます。

続きまして、5ページお願いいたします。帰還困難区域の取組というところで、このページで1枚まとめてございますけれども、左側の一番上にありますけれども、政府の基本的な方針としましては、たとえ年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するというのが基本スタンスでございます。このうち段階的に避難指示解除準備を進めてきているというのが現状でございます。まず①の特定復興再生拠点区域、地図でいいますと右側の緑色のエリアでございますけれども、こちらについて区域設定をして除染等を進めて、2023年までに避難指示が解除されているというところがございます。こちらの拠点区域につきましては、復興の拠点となる区域ということで、市町村の中心地区とか主要な集落の中心部といったところを中心に区域設定をしてきているというところがございます。

一方でこの緑色の区域の外にお住まいだった方からは、1日でも早く戻りたいという切実

な声を頂いてきているというところがございます、こういった方の対応というところで②でありますけれども、特定帰還居住区域というところで制度化をしてございます。こちらにつきましては、2020年代をかけて帰還の意向のある方が戻れるようにするというところで取組を進めているということでございます。具体的に住民の方の帰還の意向をお伺いいたしまして、意向のある方のお住まい、あとその周辺の生活圏といったエリアを対象区域として設定をしまして、順次、除染等を進めているというところでございます。こちらについて現在除染等進行中というところがございますので、避難指示解除についてこれからということでございますけれども、2020年代をかけて解除するという方針で進めているというところがございます。

それから6ページから8ページは、今申し上げました拠点区域と特定帰還居住区域の変遷とかそういうような市町村ごとの区域図というところがございます。

7ページ、8ページ目が特定帰還居住区域というところがございます。7ページのところで少し補足しますけれども、特定帰還居住区域については、先ほど申し上げましたとおり、帰還の意向のある方の生活圏を対象とするというところがございますので、まず住民の方に帰還意向があるかどうかというところを確認をして区域を設定しているというところがございます。一方で、避難がかなり長期にわたっているというところもございまして、なかなか帰還の意向がにわかに判断が付かないという住民の方もかなりいらっしゃるということでございますので、帰還の意向の確認については、複数回丁寧に行うというところでやっております。これに伴って区域の設定も1回限りということではなくて、帰還意向の追加に伴って区域の拡大を順次行ってきているところがございます。

以上が、避難指示解除の関係というところがございます。

続きまして、9ページ目から生活環境の整備というところでお話をしたいと思います。

まず10ページ、生活環境整備というところで、まず基となる人口の推移についてのデータというところでまとめてございます。対象となるのは原子力災害の被災12市町村ということで、町ごとに並べてございますけれども、特に注目していただきたいのは、一番下の2行、Eの行とFの行ということございまして、こちらにつきましては、Eの行が避難指示対象区域の中で現在町の中に実際住んでいらっしゃる居住人口と、それからFのところは町全体、避難指示の対象じゃなかった区域も含めた全域の現在の居住人口というところがございます。居住人口ですので、帰還された方以外に新しく移住等で転入された方も含めた実際に住まわれている人口というところがございます。

Eの下の括弧でE/Dというところございますし、あとその下の行、F/Bというところがございますけれども、こちら分母を現在の住民登録されている方の人口で割ったパーセンテージということになりますので、言い換えると、住民登録しているうちの実際町にお住まいの方の割合というところの数字で表しているというところでございます。

御覧なつていただくと、市町村によってかなり差が大きいというところございまして、特に避難指示解除が遅くなった地域、あるいは避難指示のかかった区域の割合が大きいところについては、やはり居住人口の割合が少ないというところが見てとれるということで、かなり市町村によって差が出ているという状況でございます。

11ページでございます。住民の方の帰還、あるいは移住された方の暮らしやすさということで、やはり生活環境を整えていくということが大事でございます。特に避難指示が長期化したところは、こういった生活環境、基盤となるものが一旦全てなくなったという状況でございますので、新たに整備をしていく必要があるというところで、11ページ目にありますような医療・介護・福祉、あるいは雇用、あるいは住宅、教育、それから交通、それから買物環境、スーパーとか、こちらについては重要な生活インフラというところで、国の方でも資金的な支援を含めて対応してきているというところございまして、順次各町で拠点となるような施設が整ってきているという状況でございます。

12ページ目が、そういった生活環境整備のための主要な予算事業の一つというところで、福島再生加速化交付金というところでございます。予算額としては大体年間600億円ぐらいというところで積んでおりますけれども、メニューについては12ページの右側にありますけれども、実際、更に細かい個別のメニューがありますので、できるだけ市町村のニーズに応えるようなメニューとして御支援をさせていただいているというところでございます。

次の13ページが、今申し上げた福島再生加速化交付金で整えた施設の例というところでございますので、右下の写真御覧になっていただくとイメージつかみやすいかと思っておりますけれども、市街地の整備であったり、公営住宅の整備、それから学校施設、それから農業関係の施設、それから産業関係の施設、こういったところを一例として御覧いただければと思います。

それから、続きまして14ページ目でございます。今度移住の支援というところございまして、こちらについても今申し上げた福島再生加速化交付金の中のメニューの一つとして支援させていただいておりますけれども、先ほどの人口のところでも申し上げましたけれども、なかなか帰還をされる方だけでは人口が伸び悩むといった面も否めないということでござい

ますので、新たな移住者というところを促進をしていくというところも一つの重要なテーマでございます。このため移住の促進のための支援というところで行っているというところでございます。下の方にメニュー幾つか並べてございますけれども、大きく分けると上の方の箱、こちらについては各市町村が移住者の呼び込みのために行うような情報発信とか、あるいは移住の体験ツアーと、こういったところに対する支援を行っているというところが一つ。それから一番下にありますけれども、移住される個々の方、移住される方あるいは移住して起業される方に対して資金的な支援を行っているというところに対応してございます。

それから、続いて15ページでございます。生活環境整備でございます。特に公共施設の維持あるいは公共サービスの支援というところがございます。やはり役場も避難したような場合等は行政機能も著しく低下したというところがございますので、こういった公共施設維持とか公共サービスの提供について、国の方の委託事業ということで対応させていただいているというところがございます。イメージの方は下の方にございますけれども、①のような公共施設の点検とか、②にありますような生活サービスの支援、それから③にありますけれども、なかなか住民がお住まいにならないとかいうところで荒れ果てるところがございますので、そういった荒廃抑制に対する事業といったところについて対応しているというところがございます。

以上が生活環境整備というところがございます。

続きまして、16ページから産業関係というところがございますけれども、特に産業なりわいの再生というところに加えて、新たな産業集積を目指していくというところで17ページ目がございますけれども、福島イノベーション・コースト構想というところを提唱してございます。具体的には中段にありますような、この地域の特徴を生かした6分野といったところを重点分野と定めてございまして、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー関係、農林水産業、医療、航空宇宙というところに対応してございますけれども、具体的な取組としては、下の方にありますけれども、産業集積の支援、それから産業を担う人材の育成、更には交流人口の拡大、こういったところについてパッケージ的に取り組んでいるというところがございます。

18ページ目でございますけれども、今申し上げたイノベーション・コースト構想について、具体的なビジョンとして産業発展の青写真というところを策定してございます。こちらについては昨年6月に改定を行ったというところがございますけれども、改定の視点として下の改定のポイントにあります黄色のマーカ引いたところ三つと新たな視点として追加を

しているというところでございます。

1 点目は、産業集積を図る上で、進出した企業にとどまらず地域に産業集積のサプライチェーンを広げて地域の稼ぎにつなげるという話。それから②にありますけれども、地域の課題を解決することによって、その地域に暮らしている方々にとっても貢献するという話。それから③として、次世代を担う人材育成を強化して担い手を拡大する。この三つの視点を明記をしたというところが昨年の改定のポイントというところでございます。

具体的な支援のツールとか取組としては、次の19ページをお願いいたします。こちらは企業立地の補助金というところで、予算的には経産省の方で執行してございますけれども、来年度予算案は増額しまして275億円を予定してございます。こちらについていわゆる企業誘致のための支援ということで、設備投資とか用地の取得に対して補助を行うといったスキームでございます。

20ページ目が、今申し上げた立地補助金を使って福島の浜通り地域等に進出した企業の一例というところでございますけれども、かなりイノベティブな取組をする企業から特徴のある取組をする企業というところで、県内外からかなりの企業がこの補助金を使って進出をしてくださっているというところでございます。

それから21ページ、今度農林水産業の関係でございまして、まず農業のところでも、左下の緑のグラフが営農再開面積の割合というところでございまして、現状震災事故前に比べて大体半分ぐらいの再開割合というところでございまして、営農再開につきましても、再開ということに加えて農地の大区画化とか、あるいはスマート農業とか高収益化とか広域的な産地形成といったところも併せて取り組んでございます。

それから林業のところでも、林業についても森林再生というところで取り組んでくれているというところでございまして。一方で冒頭申し上げた帰還困難区域、こちらにつきましても、住民のお住まいの方も場所としてあるんですけれども、残った帰還困難区域の大半の部分はかなりの部分は森林であるというところで、こちらについても森林の整備の再開というところが今後の課題というところでございまして、昨年度、農林水産省の方で作業員の方が安全に作業できるためのガイドラインというところを定めまして、今年度以降、順次帰還困難区域の中での森林整備再開に向けて取組を加速していくという方針にしてございます。

それから水産業のところでも、水産業については令和3年3月まで試験操業という扱いでしたので、現在本格操業に向けて水揚げの回復を図ってきているという状

況でございます。

続きまして、22ページ以降でございます。創造的復興の取組として福島国際研究教育機構、通称F-R E Iと呼んでいる施設でございます。こちらにつきまして研究教育を主に行う法人というところで、令和5年4月に設立をされまして、現在3年目というところでございます。こちらにつきましても、特に重点的に取り組む分野ということで、下の方に五つ上げてございますけれども、ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線の利用、原子力災害に対する知見の収集と、こういった5分野を中心に研究開発を行うことに加えまして、研究開発にとどまらずに産業化や人材育成ということも目指して取り組んでいるというところでございます。

24ページでございます。こちらF-R E Iの研究というところでございますけれども、まだ設立3年目というところでございますので、現状は外部の研究機関に対する外部研究委託というところで進んでございますけれども、段階的に直営の研究グループに移行していくというところで、直営の研究グループを順次増やしてきているというところでございます。今年3月時点で17、御覧になってございますような17の研究分野のユニットというところで徐々に立ち上がってきているというところでございまして、最終的には50程度、直営の研究グループに移行したいというところで順次取組を進めてございます。

それから25ページでございます。研究開発にとどまらず産業化とか人材育成の取組をしているというところでございまして、産業化につきましては左上にありますような、産業界との対話というところでネットワーキングなりを中心に行っているというところでございます。それから人材育成につきましても、様々な外部機関あるいは地元の小中学校と連携しまして情報発信とか連携を行っているというところでございます。それから左下にありますけれども、他の類似の研究機関等とシナジーというところで、これまでに左下にありますような二つの外部の研究機能をF-R E Iに統合して一本化しているというところでございます。一つは放射性物質の環境動態研究というところでございます。それから二つ目が福島ロボットテストフィールドというところで、こちらにつきましてはかなり広大な面積の中で、ロボットあるいはドローンの実証が行えるフィールド、もともと福島県の施設であったものでございますけれども、こちらについてF-R E Iの方に統合して運用しているというのが今の現状でございます。

26ページ目が、こういったところの具体的に実証をやっているような例というところで御参考にしていただければと思います。

それから27ページ目でございます。F-R-E-Iにつきまして、まだ設立3年ということでございますので、自前の施設も現在整備中というところでございます。昨年からは本格的な工事に入りまして、遅くとも令和12年度までに設備を順次供用開始をするというところで、現在浪江町の浪江駅の駅前にこういったイメージの施設の現在整備を行っているという状況でございます。

以上がF-R-E-Iでございます。

それから続きまして、風評対策というところでございます。風評対策については、科学的根拠に基づいた正確な分かりやすい情報発信を行うということが大原則でございますけれども、復興庁の方で、各省が情報発信を行うに当たっての戦略あるいは目安となるような方針を定めているというところがございます。29ページ目が風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略というところで定めているところがございます。

それから30ページ目です。こちらにつきましては昨年まとめました情報発信施策パッケージでございますけれども、より具体的な課題とかシチュエーションに応じて情報発信を行う際に、ポイントについてまとめたというところがございます。

31ページ目です。情報発信についてそれぞれの関係する省庁でそれぞれ行ってございますけれども、復興庁においても、御覧になっているような動画であったりとかイベントの機会を捉えまして、情報発信を行ってきているというところがございます。

32ページ目でございます。日本の食品に対する海外の輸入規制の現状というところがございます。これまでに50の国・地域で輸入規制が撤廃されているというところがございますけれども、現状、表の上の方でございますけれども、五つの国・地域については、輸入規制が引き続き残っているということで、こちらについては、科学的根拠に基づいた対応についてきちんと引き続き、そういうふうな国・地域に対して求めていくというところ取り組んでいるところがございます。

以上が風評対策でございます。

それから、続きまして33ページ、福島第一原子力発電所の事故収束というところがございます。

34ページ目のロードマップと1から4号機の現状というところがございますけれども、まず使用済み燃料プールの燃料取り出しにつきましては、3号機、4号機については完了というところで、残った1号機2号機について取組を進めているというところがございます。1号機につきましては、今年取り出しのための建屋のカバーについて設置が完了していると

いうところでございます。それから、燃料デブリ取り出しにつきましては、一昨年、昨年、2号機におきまして試験的取り出しを2回成功したというところで、取り出したデブリについては試験分析を行ってきているというところでございます。現在、3号機における取り出しに向けた準備における安全対策の強化について取組を進めているところでございます。

それから35ページが、ALPS処理水の放出というところでございます。2023年8月から海洋放出を開始しましたがけれども、今年3月までに18回の海洋放出を完了しているというところでございます。モニタリング結果とか、IAEAの評価に基づきまして安全に海洋放出が実施されたということが確認されているというところございまして、今年度以降についても引き続き、ALPS処理水の放出を適切に行っていくというところでございます。

それから36ページ以降、環境再生というところで、特に除染と除染に対応し発生する除去土壌対応というところでございます。

37ページを御覧いただきますと、福島県内では基本的に国の取組で除染を行っているというところでございますけれども、かなりの大量の除染で発生した土壌が発生するということで、当初は各地の仮置場のところに積まれていたというところでございますけれども、こういった仮置場の除去土壌をどうするかということが各地域の復興の課題になってきたというところございまして、三つ目の丸にありますように、2014年に福島県、大熊町、双葉町が、苦渋の決断で大変重い決断で、双葉町、大熊町にまたがる区域に中間貯蔵施設の受入れを認めていただいたというところで、現在に至ってございます。

こちらの中間貯蔵施設には、県内**各地**の除染で発生しました除去土壌等が搬入をされてきているというところございまして、現在の搬入量は、一番下の米印でありますけれども1,400万立米というところで、東京ドームで換算しますと大体11杯分ぐらいの土壌がこちらの中で保管をされているという状況でございます。

38ページ目が除染等の取組ということでございます。

39ページも37ページとかぶりますので、省略させていただきます。

40ページをお願いいたします。中間貯蔵施設に貯蔵している除去土壌等の対応というところでございますけれども、こちらにつきましては、2045年3月までに福島県外で最終処分を完了するというところが地元とのお約束でございますし、法律、JESCO法の中でも規定をされた法律上の義務とございます。この県外最終処分に向けた取組というところでございますけれども、基本的な考え方としては、最終処分を行う処分量の低減というところ

が大きな鍵というところがございます。下の方に概念図ございますけれども、実際の線量については、8,000ベクレル以下の土壌が大体4分の3ぐらいというところがございます。8,000ベクレルにつきましては、土壌の近くで作業する作業員の方の被ばく量が年間1ミリシーベルトぐらいに相当するという目安でございますけれども、非常に線量が低いというところがございますし、更にこの土壌も覆土等をすることによって遮蔽効果ということで、かなり線量が人体への影響は低下するというところで、こちらについては、安全に再利用ができる土壌ということでございますので、こういった**低線量の土壌**については、公共工事等で再利用するというところで最終処分量を減らすということが基本的な考え方というところがございます。

41ページでございます。こういった除去土壌の再生利用というところで、実証事業というところで進めてございますけれども、二つ主にございまして、左側が飯舘村の農業施設、農業の中でやっているというところがございますので、農業、農地の底地にこういった除去土壌を入れて実証を行っているという話。それから右側にありますけれども、中核貯蔵施設の中で道路の盛土の中に除去土壌を入れてやっているというところで、放射線量の影響というところももちろんでございますけれども、実際の農作物とか道路の機能、こういったところ機能面で問題ないかというところを確認してございますけれども、現状安全性等は十分確認されているという状況でございます。

続きまして42ページ目というところがございます。先ほど申し上げました基本方針に基づきまして復興再生利用を進める、あるいは県外最終処分に向けた取組を具体化するというところにつきまして、全者一丸となって対応するという観点で、2024年12月に官房長官を議長とする閣僚会議を始めているというところがございます。こちらの閣僚会議におきまして、昨年5月に基本方針、それから8月に当面5年間のロードマップというところを取りまとめているというところがございます。

43ページが、こちらの閣僚会議でまとめました基本方針、それから44ページが、すみません、字が小さくて恐縮ですけれども、ロードマップというところがございます。ロードマップと基本方針、柱としては大きく三つございまして、44ページで言いますと、一つが一番上の復興再生利用の推進というところで、こちらにつきましては、まずは首相官邸あるいは霞が関の省庁で率先をして行うというところで、花壇等への利用というところでやってございまして、その後、中央官庁以外の各省の地方施設でも行うといったところに展開をし、更に先行事例の創出といったところに進んでいきたいというところで考えてございます。

それから、中段が県外最終処分に向けた検討というところで、技術的な側面の検討をこれから取り組んでいくというところがございます。

それから3点目でございますけれども、こういった復興再生利用、あるいは県外最終処分ということにつきましては、何より国民の皆様の理解醸成と、それからリスクコミュニケーションが重要というところがございますので、そういった情報発信等、あるいはリスクコミュニケーションというところについて取り組んでいくというところでまとめてございます。

45ページが首相官邸、あるいは霞が関の省庁、庁舎で行った花壇等の復興再生利用を行った事例を記載してございます。

以上が各論というところがございます。

46ページ目以降は御参考でございますけれども、復興を支える組織的な制度とか基本方針、あるいは予算というところがございます。

49ページと50ページを御覧いただければと思いますけれども、復興の基本的な枠組みとしましては、これまでに5か年ごとに行ってきたというところがございます。現在一番右のオレンジのところがございますけれども、ちょうど今年4月から5か年の、第3期復興・創生期間に入ったというところがございます。こちらの第3期復興・創生期間に対応します国の復興の基本方針というところにつきましては、昨年6月にまとめているところがございます。そちらが次の50ページになります。

こちらが復興の基本方針というところがございますけれども、基本的なスタンスとしては、一番上の箱の二つ目の○にありますけれども、復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で臨むということにしております。

具体的な各分野の取組の方針についてはその下でございますけれども、特に福島に関係しますのは左側の1の原子力災害被災地域というところがございます。上から事故収束、環境再生、帰還・移住促進や生活再建、F-R-E-I、イノベーション・コースト構想や産業の集積や再建、農林水産業、風評払拭・リスクコミュニケーションというところで、こちらの方針に基づきまして、それぞれの施策を今後5年間取り組んでいくということでございます。

51ページから53ページは、法的な枠組みというところがございます。

それから最後54ページ、予算でございます。令和8年度の予算案というところを書いてございますけれども、復興庁所管分で大体4,500億円ぐらいの金額というところがございます。各事業によって増減ございますけれども、今年度も産業、農林水産業とか企業誘

致、あるいは情報発信とか、あるいは医療環境の整備と、こういったところにつきましては、前年度よりも増額するということで、地元の方に対してきめ細かく対応できるように必要な予算については、引き続きしっかりと対応してまいりたいということで考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

(上坂委員長) 宮原様、御説明ありがとうございました。

それでは、委員会参与の方から質疑させていただきます。5時10分をめぐりに質疑させていただければと思っています。

直井委員からお願いします。

(直井委員) 宮原様、御説明ありがとうございました。

10ページの人口推移のデータを見てみますと、汚染が厳しかった葛尾村から飯舘、浪江、富岡、大熊、双葉町まで人口がまだまだ戻っていないという実情が大変よく分かりました。この状況と、6ページのところで特定復興再生拠点区域、これ今申し上げた6町が入るのですけれども、ここでも居住人口の目標というのが記載されておりまして、これとの関係なのですけれども、これは特定復興再生拠点区域に戻ってくる、来てほしい人口の目標という理解でよろしかったでしょうか。

(宮原参事官) 御質問ありがとうございます。

6ページの人口目標につきましては、この設定をした特定復興再生拠点区域の中での人口の目標ということでございます。かつ計画認定の日がございまして、その時点で設定した計画の中での人口目標ということでございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。

それから、29ページで風評対策におけるリスクコミュニケーション戦略のところ、知ってもらおう、食べてもらおう、来てもらおうという三つの視点からのアプローチですとか、30ページの分野別に解決すべき課題に対して横串を入れながら解決していくアプローチ、それを様々な形態で発信していくという、31ページにそれが記載されておりまして、大変すばらしい取組をされているなというふうに感じました。

それで今日、宮原さんからの説明を頂く前の議題が、NUMOさんにおける高レベル放射性廃棄物の処分に関わる理解活動についてお話を伺ったのですけれども、高レベル廃棄物処分の理解醸成活動は、これから除染土の最終処分ですとか再利用に向けた理解活動とかなり似ているところがあると思ひまして、特に原子力エネルギー利用の全体像を理解してもらおう

というようなことも含めて、非常に共通点があるなと思いました。

それで実際に31ページで復興庁さんもやられている発信の取組とNUMOさんの取組もかなり似ておまして、何か一緒にできるようなところがあるのではないかというふうに思ったのですが、こういった活動について情報交換をしていただくとか、そういったことについていかがでしょうか。

(宮原参事官) ありがとうございます。

除去土壌の県外最終処分に向けての取組、こちらについては基本的に環境省が中心となつて行いますので、今頂いた御意見について環境省にもお伝えをさせていただきたいと思いません。私の個人的な見解になってしまうかもしれませんが、確かに関連する部分とか、お互い参考にできる部分があるかなと思いますので、そういったところについては、必要に応じて情報交換なりができればなと思ってございます。

他方で除去土壌については、40ページで御説明したように、線量の比較的高いものとそうでないものというところが混在してございますので、こちらについても、線量の低いものについては、十分安全なんだというところがしっかり伝わるということが大事かなと思ってございますので、その辺がしっかり正確に伝わるように留意することも必要かなというふうに考えてございます。

(直井委員) どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。私からは以上です。

(上坂委員長) 吉橋委員、お願いいたします。

(吉橋委員) 宮原様、福島復興に関する様々な取組を御説明いただいてありがとうございます。

私の方からは、産業再生に関する御質問させていただきたいと思いますが、18ページ目のところでは地域の稼ぎを創出するという御説明いただいた内容について、新しい産業、新しい企業が進出してきたというお話を伺ったんですけれども、逆に言いますと、元の産業というのは現在どれくらい復興しているというか、元に戻ってきているのかという点について教えていただけますでしょうか。

(宮原参事官) そういう意味で言うと、もともと地元で事業やっていた方が再開をしていたというところも当然ありますけれども、そうでない方もいらっしゃいます。地元に戻られていない方もいると考えますと、もともといた事業者さんで戻っていないというところがあるというところが一つ課題かなと思いますし、特に人口が戻っていない地域は、なかなか地場の産業というところも色々考えても厳しいところがあるというところがございますので、そういったところについては引き続きの課題かなと思ってございます。

逆に言うと、元の産業構造がそのまま戻るというところでは必ずしもないかなと思ってございますので、もともといた産業の再建というところに加えて、新たな産業集積を作っていくというところが重要な視点ではないかなというふうに考えてございます。

(吉橋委員) ありがとうございます。

それから3ページ目について、空間線量率が下がってきているというのは非常に良いことと思うんですけども、現在もまだ下がりきっていないのは、先ほどの帰還困難区域の森林のセシウムが影響し、除染がまだ終わっていないので、こちらの全体的な線量に反映されていると思えばよろしいのでしょうか。

(宮原参事官) 基本的にその理解でいいかと思えます。帰還困難区域の現状について5ページの右側を見ていただければと思えますけれども、斜線を引いているところが帰還困難区域なんですけれども、このうち緑のところ、こちらについては既に除染が終わって避難指示が解除されているというところがございます。赤のところについては、これから現在順次除染を進めているというところで、今後避難指示解除がされていく予定のエリアというところがございます。残ったところが手付かずの状況というところで、大半の部分は森林というところがございますので、基本事故当時から、そのまま自然の状態で現状来ているということでございます。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。

先ほど避難解除できるかできないかが緑と黄色の間ぐらいとおっしゃっていたので、そういった意味ではある程度人が入ったり住んだりするところの除染はこれまでのお話からもほとんど終わっていて、全体的で見るとまだ線量が高いところもあるけれども、それは森林によるものということで理解いたしました。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは参与からも御質問、意見を伺います。

青砥参与から御意見頂ければと思えます。

(青砥参与) 宮原様、どうも御説明ありがとうございました。

資料自体の厚さもそうですが、復興における多分野、多岐にわたる活動について説明いただきまして、本当に大変な事業だと理解したところです。中でも資料の目次でいいますと、生活環境整備ですとか産業再生といった、そういった内容につきましては、一口では言えない復興の時間の流れというものがあるような気がしますし、今後もしばらく対応していかなければいけないと考えますと、重要なのは、それをどのようにフォローしていくかという点ではないかと思えます。その辺りについてのフォローの考え方といいますか、もし事業の中

で良い事例がありましたら、そうした事例も含めてフォローの仕方についてお話しいただければと思います。

(宮原参事官) ありがとうございます。

ここは事業ごとに違いますので、ハード整備の事業であれば、基本的にはその維持管理について地元が自治体中心行っているというところがございますし、あと企業誘致等であれば、一定の雇用の要件等がございますので、特に補助金交付をした官庁の方で数年間についてはフォローしていくというところがございますけれども、そういったところに加えまして、復興庁とか、あるいは関係の省庁におきましては、個別の自治体とは緊密に連携させていただいてございますので、そういった中で地元の課題等を中心にできるだけ対応させていただいているという形で、全般的なフォローというところについて引き続き対応してまいりたいというところに取り組んでございます。

(青砥参与) ありがとうございます。

是非復興庁と現場である自治体といいますか、地元自治体との関係を綿密に図っていただいて、定着あるいはそれが永続的な生活につながりますようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与からも御意見いただければと思います。

(岡嶋参与) どうも御説明ありがとうございました。

非常に避難指示という事故発生直後のところから、言わば新しく産業を興すような道、あるいは現在の風評対策、そういったところまで非常に細かいところまで多岐にわたって色々御努力されているということがよく分かりました。

私、一つだけお伺いしたいと思っているのは、やっぱり産業再生がこの地域を興していくには必要だと思いますのでお聞き。それぞれ市町村によって程度の違い、あるいはまた目的も違うでしょう。その中で、復興庁さんとしては産業再生というところは、もともと事故前には原子力発電所があって、大きな雇用先があって、それを基に色々産業が回っていただろう、循環していただろうと推測できます。その状況において、それがなくなった訳ですから、さらに今後もその見込みがないという状況です。中で再生というのは一体どれぐらいの年限を考えると、どれぐらいのゴールをもってこれを行っていくかと、そのようなビジョンといいますか、そういうものを国として、あるいは復興庁さんとしてお持ちなのでしょうか。もしあれば、それはどの程度までのことを考えていらっしゃるでしょうか。この取組というところでは、先ほどおっしゃっていた49ページのところだと5年間の計画はあるのです

が、全体としてゴールは一体どの辺に据えられているのかというのがよく見えないと思って聞いて見ていました。そこで、その辺のところを少し教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

(宮原参事官) ありがとうございます。

福島イノベーション・コースト構想については一定の数値目標はございますけれども、今おっしゃったように最終エンドまで考えた長期的なところはどうかというところについては、現時点でそこまでかつちりしたものはないというところがございますので、産業再生、あるいは地域振興の課題については非常に時間は掛かるというところはおっしゃるとおりかと思っておりますけれども、現時点で資料の50ページで決めた5か年の方針というところが現状の状況でございます。

(岡嶋参与) 分かりました。とはいえ、やっぱりゴールというのを示していく必要があるように思います。それがないと復興には至らないのではないかという懸念もあります。是非その辺のところは各町村の首長さんと密に連携しながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べさせていただきます。

小笠原参与はもう退室されています。21ページの下に、農業、林業、それから漁業の再開の様子があるのですが、これ見ると農業から林業がかなり事故前の2010年、平成22年に比べて、復興しているように見えます。ただ現場に行きますと、特に1Fサイトの北の海側に行くと、かなり塩害の影響で広範囲な農地が使われていないように見えるのです。農業はこれでよろしいのでしょうか。かなり復興していると考えてよろしいのでしょうか。

(宮原参事官) そういう意味でいうと、21ページの農業産出額あるいは林業産出額、これは福島県全域のデータでございますので、おっしゃるとおり、地域によって差があるということでございますし、あと緑色の棒グラフの営農再開面積ですけれども、これも被災12市町村の全体の平均でございますので、12市町村の中でも、特に避難指示解除が遅れた地域は営農再開割合がかなり低いというところで、平均データと個別の地域のデータはかなり差があるというふうに御理解いただければと思います。

(上坂委員長) 分かりました。でも、平均取りますと、かなり復興が進んでいるかなという印象です。一方漁業は風評被害の問題があって、この値です。今後どうでしょうかね。今26%復興ですけれども。今後の見込みが。これ本当に風評被害対策、リスクコミュニケーションをしっかりとやっていかなければいけないのですが。いかがでしょう。

(宮原参事官) ここについてはリスクコミュニケーションというところも大事ですし、あとはそれぞれの商品の魅力自体とかも含め、ブランド化等を含めて地道に対応していくというところが大事かなと思ってございます。農業生産、水産についても物理的な量のところもございますけれども、やはり価格面で見ても、全国平均あるいは震災前の水準に戻っていないという産品も見受けられますので、やはり個々の商品の魅力をいかに高めて発信していくかというところが大事かなと思います。

(上坂委員長) 分かりました。

それから、5ページの帰還困難区域三つなんです。図がありましたが、私、昨年12月7日にNPO福島ダイアログの会合に参加しました。私、会員でもあるので。まさにこの帰還困難区域で戻れない方々、またその周辺で帰還が少ない地域の方々の切実なお声を伺ったということでございます。今日お話しいただいたことは、かなり復興が進んでいる地域のことが多かったのですが。やはり帰還困難区域周辺はまだ帰還が進んでいないということで。こういうなかなか復興が進まない地域では、そのようなNPOがやっているような対話の場を適切なタイミングで作っていくことが大事だと思うのですけれども。今復興庁としてはそういう対話活動というのはいかがでございましょう。

(宮原参事官) それは住民の方との対話ということでしょうか。

(上坂委員長) そういうことです。

(宮原参事官) かつ既に帰還されている方との対話ということでしょうか。

(上坂委員長) そうです。

(宮原参事官) そういう意味でいうと、復興庁が直接、住民の方と対話を行うというところは数としては多くはないんですけれども、一方で各自治体が被災者、あるいは帰還された住民の方のコミュニティ形成支援等を行う場合については、予算的な対応を含めてサポートさせていただいているというところがございます。

(上坂委員長) 私も参加いたしました印象ですと、やはり対話の場が必要かなと思います。そういう意味での行政の指導を是非よろしくお願ひしたいと思います。

また今後なのですが、最後の方に、今後の計画がありました。これ復興庁の事業として長期的に今日御説明したような活動をずっとやっていくのか、あるいはある段階から関連省庁と連携してそちらに主体に移行していくのか。そういう連携と移行という方針というのはいかがでございましょう。

(宮原参事官) そこについて現時点で確定しているものはございません。復興庁の設置法上は、

令和12年度が期限となっておりまして、別途法律を定めるところによって対応するという
ことになっているというのが現時点で確定している事実でございますので、いずれにせよそ
の期限までにどういった政府の体制、どういった復興を行うかというところが検討されてい
くことになるだろうと思いますが、現時点では何ら確定したものはございません。

(上坂委員長) 分かりました。御説明どうもありがとうございました。

議題2は以上でございます。

(宮原参事官) ありがとうございました。

(上坂委員長) 宮原さん、ありがとうございました。御退席の方をお願いいたします。

それでは、次に議題3について、事務局から説明をお願いいたします。

(中島参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。次回の定例会議につきましては、
令和8年4月15日水曜日14時から、場所は中央合同庁舎8号館6階623会議室、議題
については調整中であり、原子力委員会ホームページなどにより、お知らせいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他に委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

—了—